



## I. 最高裁判所知的財産法廷について

(2018年12月29日中国国務院新聞弁公室のニュースプレスリリース並びに最高裁判所による知的財産法廷の基本状況に関する紹介に基づいて、林達劉事務所より整理したものである)

### 1. 概要状況

2018年10月26日、第13次中国全国人民代表大会常務委員会第六回会議において、「専利等知財事件の訴訟手続に関する若干問題の決定」が可決された。当該決定によれば、知財事件審理の品質・効率の向上並びに各地における審理基準の統一をするために、最高裁判所に知的財産法廷(以下「知財法廷」をいう)を設け、集中的に全国における専門性の高い特許等訴訟の上訴事件を審理する。

知財法廷は、最高裁判所傘下の常設裁判機関として、全国における専門性、技術性が高い専利などの民事及び行政上訴事件を管轄する。知財法廷は専利などの知財事件の裁判基準を統一して、イノベーション駆動発展戦略の実施を加速化する役割を果たす。審理の専門化、管轄の集中化、手続きの集約化及び人員のプロ化を実現することで、知的財産強国及び科学技術強国の建設に有力な司法保障及びサービスを提供する。

知財法廷は、設立の最初、第一審判室、第二審判室、訴訟サービスセンター、総合弁公室という4つの機構を設ける。第一審判室は技術調査室の役割も果たし、技術調査官の管理機能も有する。

12月29日に全国人民代表大会常務委員会に正式に任命された知財法廷の裁判官は、院長、副院長を含め、27名がいる。最高裁判所の知財法廷の院長として羅東川、副院長として、王闖、周翔、李劍が任命された。

知財法廷は、北京市豊台区汽車博物館東路2号院3号楼に所在している。

## 2. 2018年12月29日中国国務院新聞弁公室のニュースプレスリリースでの一部の質疑応答(抜粋)

**質問:**どのように多くの裁判官の裁判基準を統一するのか？

**回答:**知財法廷を設立する目的は、裁判基準を統一するためである。知財法廷内部では、制度上のデザインをし、例えば、専門裁判官会議制度を設け、複雑な事件については専門裁判官会議で議論するようと要求する。また、最高裁判所の裁判官に、裁判を行うとき、いままで類似する事件の裁判があったか検索するよう要求する。特に重大な事件である場合、裁判委員会にて議論するなどの措置を通して、裁判基準の統一を図る。

**質問:**知財法廷で扱う事件数は多いが、どのように裁判官不足の問題を解決するか？

**回答:**ここ数年の専利上訴事件の受理件数は、年間約2000件であった。この事件数に対応するため、全国各地から

専利の裁判、知財裁判経験のある優秀な裁判官を選抜して今回の知財法廷の裁判官に任命した。

知財法廷が正式に稼動した後、第2回目、また将来は第3回目の裁判官の選抜を行う予定である。

今回任命された裁判官は30名未満で、統計によれば、すべての裁判官はマスター以上の学歴を持ち、そのうち、半分はドクターで、1/3は理工学バックグラウンドを有し、1/3は海外留学経験を有する。平均年齢は42歳で、四十代が主力メンバーとなっている。

また、ビッグデータを利用して事務的な仕事の負担を軽減する予定である。

### **3. 12月27日に発表された「知財法廷の若干の問題に関する最高裁判所の規定」(詳細は添付の全文訳をご参照)のハイライト**

#### (1) 情報の電子化を大いに推進する

例えば、第3条には、電子ファイルが規定されている。第4条には、知財法廷は当事者の同意を得て、電子訴訟プラットフォーム、中国裁判経過情報公開サイト及びファックス、電子メール等の電子的手段により、訴訟書類、証拠資料及び裁判文書等を送付することができるものと規定されている。

#### (2) 訴訟時における当事者の利便性を高める

例えば、第5条には、知財法廷は、電子訴訟プラットフォーム又はオンラインビデオ等の手段により、証拠交換、開廷審理前の会議等を行うことができると規定されている。第6条には、知財法廷は、事件の状況に応じて、現地又は原審裁判所の所在地に臨んで事件の巡回審理を行うことができると規定されている。

#### (3) 当該司法解釈は2019年1月1日に施行された。

## **II. 中韓両特許庁が2019年1月1日より中韓特許共同審査プログラム(CSP)を試行**

当該CSPでは、パリルートで中韓両特許庁にファミリー出願をした場合、中韓両庁の審査官にそれぞれに検索して調査報告を交換して、その後独立審査して第一回目の拒絶理由通知書を発行し、審査を行う。当該プログラムは中韓両庁のファミリー出願の審査品質を高め、出願人によりサービスを提供することが目的である。

## **III. 注目される専利法の改正について**

最新の動向として、2018年12月23日に専利法改正案は、中国第13次全人代常務委員会第7回会議の審議に提出された。全人代常務委員会より更に意見募集が行われるそうである。

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)  
 社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)  
 担当者: 張 芬芳 (Joyce ZHANG) 張 輝 (Ashley ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室  
 (Business Development Department, LINDA LIU & PARTNERS)  
 〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階  
 Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)  
 Fax: 86-10-5957-5201 (代表)  
 E-mail: [office@lindapatent.com](mailto:office@lindapatent.com)  
 Website: <http://www.lindapatent.com>